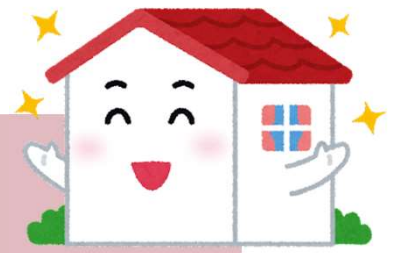


空き家所有者・自治会のみなさまへ



空き家を

**地域住民が集える場所** として

活用してみませんか？

和歌山市では 空き家の活用促進を目的に  
地域の交流拠点等として 空き家を10年以上活用する場合に、  
改修費の一部を補助しています。

活用例 1

こども食堂



活用例 2

地域の教室、放課後の  
こどもの集い場など



居住せず、眠ったままの空き家をお持ちではありませんか？  
家を売る気はないけど、自分で使う予定もないという場合は、  
この制度を使って地域貢献することもできます

あなたの空き家を改修して、地域の人々の笑顔あふれる施設に  
してみませんか？

ご興味のある方はぜひお電話ください



和歌山市空家対策課(本庁舎 8階)

☎073-435-1091

## よくあるご質問

Q 補助金額はいくら？

A 改修費の3分の2 上限300万円

Q 地域の交流拠点等とは？

A 地域のコミュニティの維持や活性化に資する施設です  
(営利目的のものは認められません)

Q 空き家は今後ずっと自分のものとして使えないの？

A 10年間は地域の交流拠点として使ってもらいますが、その後は自分で使うことも可能です。



### 過去の事業例

#### ①こども食堂

空き家所有者が自分で空き家を改修。運営も空き家所有者が行い、地域の団体、大学と協力して、こども食堂ほか様々なイベントを行っている

#### ②地域の人が集える場所（公民館のような使い方）

空き家所有者は空き家を提供。

空き家の改修も事業の運営も自治会や地域の団体が行っている。

自治会の会議や趣味の教室、放課後のこどもの集い場、イベント会場などとして使用されている

和歌山市空き家対策課(本庁舎8階)

☎073-435-1091